

農業委員会 総会（7月） 議事録

日時	令和5年7月26日（水）	9:00-10:30	
場所	住民センター 1階 会議室		
出席	農業委員会長	12	石野 正幸
	農業委員	1	公文 宏司
	農業委員	3	大沼 剛
	農業委員	8	植松 由美子
	農業委員	9	北村 一男
	農業委員	10	小久保 利佳
	農業委員 会長職務代理	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		前田 亙
	事務局	事務局長	釜 靖昭
	事務局	新井 智美	
欠席	農業委員	2	内藤 政之
	農業委員	5	奥山 敏仁
	農業委員	6	天野 律子
	農業委員	7	宮川 みゆき
	農地利用最適化推進委員		百井 隼太
	農地利用最適化推進委員		宮原 淳
傍聴人	3名		

ご 紹 介 大島支庁産業課 農務ご担当 近松氏から都の基本方針、村の「農業基本構想」の見直しについてご説明、意見聴取

- 1 会 議 事 件
 - (1) 報告第6号 農地法第3条の3第1項による届出について
 - (2) 議案第3号 農地法第3条による許可申請について
 - (3) 議案第4号 非農地判断について（本村地区）
 - (4) 議案第5号 非農地判断について（本村地区）
 - (5) 議案第6号 非農地証明願出書について（本村地区）

- 2 協 議 事 項
 - (1) 非農地判断について
 - (2) 令和5年度 農地利用状況調査について
 - (3) 意見書について
 - (4) 島しょ農業委員会・農業者大会について
 - (5) 農業後継者顕彰および企業的農業経営顕彰について
 - (6) その他
 - ① 4～6月分 報酬について
 - ② 活動記録カードについて
 - ③ 農業委員会だより 9月号について
 - ④ 議事録署名人について
 - ⑤ 8月の総会について

ご紹介：大島支庁産業課 農務担当 近松様

◆ 新島村農業基本構想の見直しについて

- A) 基盤強化促進法の改正に伴う変更点
- 青年確保の目標設定から、「青年だけでなく農外からの参入者も含め幅広い担い手確保」へと変更。
 - 担い手間の協議や中間管理を用いた農地の効率的利用に向けた目標
 - 地域計画策定に向けた活動について
- B) 都の基本方針に伴う変更点
- 半農半 X、コロナ状況下での対応、DX 化に向けた支援について
- C) H26 年度基本構想からの変更点
- 基幹作物の見直し

10 年という更新の節目。細かい数字の見直しから、上記を踏まえた全体的な見直しを行う必要があること、その際に、農業委員会、農協、担い手等、幅広く意見を聴取させて頂きたい旨をご説明。

地域計画については、農業委員会や農協等、関係機関との意思共有・交換の場を設けていただけるとある程度農地利用について意思統一が図れると考えている。完璧な農地の集約化は難しいかもしれないが、委員の皆様、農業者の方には来自身が耕作されている畑の周りがどのように管理され、誰が所有者もしくは耕作者か把握できるよう努めていただけると今後の計画策定に活用できるためありがたい。

半農半 X はコロナ過のテレワーク等の意味合いもあるが、農業だけで生活されている人以外の方も含まれる。主業的農家、副業的農家も増えている中、そういった方々への支援も重要だが、新島においては、そういう働き方の方の方が多いことから、改めて半農半 X を意識する必要はない。

<質疑・応答>

- 小久保委員： 違和感を感じる部分が多い。まず、「青年」とは何か。青年確保から農外からの参入者確保という変更が結びつかない。
- 事務局： 以前は 45 歳未満の若手を確保することが目標として掲げられ、その若手のことを「青年」という言葉で表していた。次世代の後継者となる青年に拘らず、農業以外の分野からの参入者を幅広く確保したい、という意味。
- 吉見委員： 内容が多すぎてすぐに質問や意見を出せない。また、半農半 X、DX 等聞きなれない言葉が多く理解しづらい。
- 近松さん： 半農半 X は、農業だけでなく、農業+それ以外の業種による経営形態。DX はデジタルトランスフォーメーションのことで、デジタル化とはまた異なる。
- 石野会長： ある程度都がガイドラインを示してくれるのか。希望としては言うべきことは盛り込み、方策については行政と関係機関とで協議していく方向がよい。計画の見直しには国の目的や目標があるが、新島においてそれが合っているかというところではないことが多い。ただ農地利用を高度にできる島ではあるので、20 年後など次世代に繋がるようなものになりたい。
- 吉見委員： 現場サイドでは協議はしているが、担当レベルで反映されるかというところが難しい。意見交換や具体的な協議は必要。

小久保委員： 島しょ部と都内とでは条件が異なる。農地を減らさないようにしたいがマンパワー不足。2拠点生活による形式も理想的だが、結局住宅問題により農業だけに留まらない問題へと発展する。文章化する必要性はわかるが、現場を見るとその通りにはいかないジレンマを抱えている。現場サイドは努力しているが課題が多く、疲弊感や島しょ地区における課題感を理解してほしい。

近松さん： 理想と現実のバランスが重要だと考えている。しなくてはならない部分を行動しつつ、新島村に合った施策を検討し、現場と協力して課題を解決していけると良いのだが。

1 会議事件

(1) 報告第6号 農地法第3条の3第1項による届出について

本村地区 1件1筆

詳細は資料のとおり、相続による名義変更の報告。

(2) 議案第3号 農地法第3条による許可申請について

本村地区 1件3筆

島外在住所有者であり、高齢のため管理・耕作が不可能のため島内在住農業者へ売買による所有権の移転。新島に家屋もあるが、そちらは協同建設にて引き受け。

全会一致で承認。

(3) 議案第4号 非農地判断について

本村地区 1件1筆

現地は20年以上前から耕作されておらず、山林化しているので登記地目と現況地目を合致させたい。西側が山林化、東側は雑種地、北側には都道が存している。具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、その他の農地（第2種農地）と判断。

全会一致で承認。

(4) 議案第5号 非農地判断について

本村地区 1件1筆

平成15年には既に住宅が建築され、その当初から宅地として課税されているため、現況地目と登記地目を合致させたい。現在は住宅が1軒増え、防風林に囲まれている。当該申請地の周囲は防風林を除き、東側が宅地、北川、西側が山林である。農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断する。（水管、下水管理設、500m範囲内に高等学校、警察署が存する。）

全会一致で承認。

(5) 議案第6号 非農地証明願出書について（本村地区）

本村地区 1件1筆

平成11年頃から耕作されておらず、雑種地として課税されているので現況地目と登記地目を合致させたい。現在は資材置き場として利用されており、当該申請地の周囲は、南側に飛行場があり、宅地、山林に囲まれている。農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断する。

（水管、下水管理設、500m範囲内に高等学校、警察署が存する。）

全会一致で承認。

2 協議事項

(1) 非農地判断について

事務局 : 再生が困難な農地について、山林の様相を呈しており農地への復元が困難である、もしくは周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない場合、非農地判断が可能。

土地所有者が地目変更登記を進められないケースが多いことから、村長の職権で一括して法務局への地目変更の申し出を行えることとなった。

石野会長 : 土地所有者への事前周知は省略できるとのことだが、法的に可能であっても乱暴に感じるので、事前通知はするように。

(2) 令和5年度 農地利用状況調査について

事務局 : 農地利用状況調査は8月の総会にて地図の提出が切。
分類に気を付けていただき、指定された色で地図に印をつけていただきたい。
また、現況地目が現状とあっていない農地が多くあることから、違反転用、山林化等になっている土地は印をつけていただきたい。
→課税台帳の修正
→違反転用の整理
→農業振興地域の整備（特に式根島）

(3) 意見書について

事務局 : 7月総会で審議、8月総会にて決定、村へ提出する。
内容を整理したので、最終的なご意見をいただきたい。今すぐでない場合には、7月末まで意見を受け付ける。

(4) 島しょ農業委員会・農業者大会について

事務局 : 令和5年11月6日（月）～7日（火）
参加が不可能な方は教えてほしい。場所は研修施設にお声がけいただけるか確認しているが、まだ未定。農業委員会委員に限らず、農家でも歓迎なので、こちらからそれも踏まえてお声がけをさせていただきたい。

(5) 農業後継者顕彰および企業的農業経営顕彰について

事務局 : 新島村においては特に推薦がでなかったため、今回は該当者なしで報告する。

(6) その他

① 活動記録カードについて

細かい相談でも活動でもカードを利用してほしい。

② 4～6月分 報酬について 7月総会にて配布

にしきの代船は交通費なしのため費用弁償もない。本船やJFで来島した場合は領収書の保管をお願いする。

③ 農業委員会だよりについて

9月担当委員は奥山委員、北村委員、吉見委員、普及指導センター・事務局
が切：令和5年8月10日（木） が切厳守で

- ④ 議事録署名人について
出席者の中から議席順で指名（7月分：北村委員、吉見委員）
- ⑤ 8月の総会について
8月23日（水）

< 質疑・応答 >

① 農業用水について

- 石野会長： 現在、大場所と大原の方で見られているマンホールからの農水の漏水について説明願いたい。
- 前田係長： マンホール内のエア弁が割れていることから2か所のマンホールから漏水しているが、業者と連絡を取り対応中なので、ご安心を。
- 事務局長： 予算の関係もあり、10月頃具体的な修繕予定。
- 公文委員： 安全性は？落ちたり、水が噴き出す可能性は？
- 前田係長： マンホール自体は全く問題がなく、中野エア弁だけなので心配はいらない。
- 小久保委員： ゲリラ豪雨などにより増水した場合は、危険なのでは？
- 前田係長： 増水があったとしてもマンホール自体が壊れることはないので大丈夫。
- 石野会長： 農水は管がループしているから、1か所に集中し爆発を起こす、というようなことはない。
- 吉見委員： そういえば、大森の水圧が戻ってきたような気がするが？
- 前田係長： 4月～何件か漏水対応を行ったことが原因解消に繋がった可能性はある。また、大場所のポンプと飯森のポンプをつないだ結果、水圧が強くなった。これについては、原因不明。管路の把握を仕切れないことからケースによりできることを試行錯誤して行っている。ただ、今は昨年のようにマックスでポンプを回していなくても農水対応できている。